

本書の特色

- 1 国土交通省水管理・国土保全局による、河川法解釈運用の手引書！
- 2 河川行政担当者のみならず、建設業者、土地改良事業者が、河川に関わるさまざまな場面で活用できる実務書！
- 3 所管課に蓄積された運用事例を基に、全109条をQ&A形式で詳細にわかりやすく解説！

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

■何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。

■追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。

■法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。

◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。

◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。

◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

◇お申し込み方法は以下からお選びください。

●下記フリーダイヤルにてお申し込みください。

●弊社ホームページにてお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。

●本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。

●お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。

◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

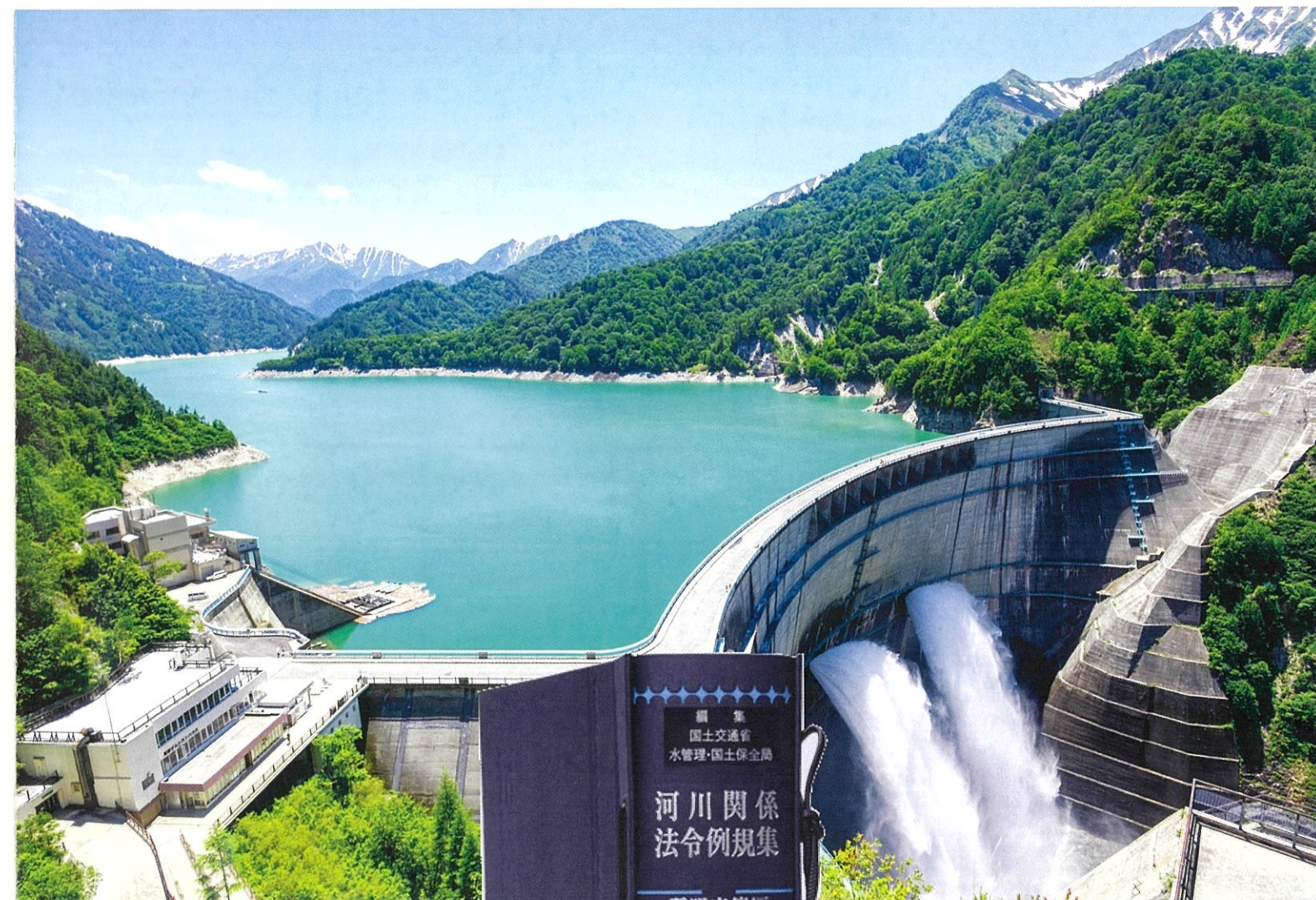
CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

河川応答（600486）202012 RS

河川関係法令例規集 【質疑応答編】

国土交通省水管理・国土保全局 編集



第一法規

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17

体裁 A5判・加除式・全1巻
定価 本体 14,600円+税

河川法の体系に沿って、逐条ごとに解説を加えた、詳細でわかりやすいQ&A方式！

目次【抜粋】

序章関係

河川法制定の社会的背景／河川法の要旨／旧河川法との相違／制定以後の河川法の変遷

第一章 総則

第一条関係

河川を「総合的に管理する」とはどのようなことか。また、「総合的に管理する」と規定していることが、河川法上どのように反映されているか。

第二条関係

「公共用物」の意義を問う。また、「河川は公共用物」とであると規定したことはいかなる意味を有するのか。

第三条関係

河川とは何か。また、河川法にいう「河川」と社会通念上のいわゆる「河川」とは同じものか。異なるとするとどのような点で異なるのか。

第八条関係

河川工事に関する他の法律の規定にはどのようなものがあるか。

第二章 河川の管理

第十二条関係

「河川現況台帳」及び「水利台帳」とは、それぞれどのようなものか。

第十四条関係

河川管理施設の管理に関する他の法律の特則にはどのようなものがあるか。

第十六条関係

河川管理者に河川整備基本方針の作成義務を課した理由を問う。

第十六条の三関係

市町村長が本条に基づき行うことができる河川工事等にはどのようなものがあるか。また、具体的にはどのような工事が行われているか。

第十九条関係

河川管理者は、附帯工事の必要を生じさせた河川工事と併せて、必ず当該附帯工事を自ら行う必要があるのか。

第二十三条関係

発電水利権の更新時における河川維持流量の確保についての国土交通省の対応状況にはどのようなものがあるか。

第二十五条関係

河川管理者が行う河川工事又は河川の維持の結果として生じた土石等についての本条の取扱いを問う。また、河川管理者以外の者が行う河川工事又は河川の維持についてはどうか。

第二十七条関係

「土地の形状を変更する行為」及び「竹木の栽植若しくは伐採」について本条の許可に係らしめた理由を問う。

第二十八条関係

「竹木の流送及び船又はいかだの通航」は、河川の自由使用として許可を要しないこととすべきではないか。

第三十条関係

第二項の趣旨を問う。また、「特別の事情があるとき」とはどのような意味か。

第三十一条関係

本条が第二十六条第一項に限定されている趣旨を問う。また、「用途を廃止したとき」とはどのような場合をいうのか。

第四十条関係

第一項第一号及び第二号に定められている場合は、どのような場合か。

第四十二条関係

第二項において「河川管理者の裁定を求めることができる」とした理由を問う。

第四十四条関係

本条の指示はダム設置後に限られるのか。また、本条により河川区域内で工事等を行う必要が生じたダム設置者は、本法に基づく許可等必要な処分を申請することを要するか。

第四十七条関係

本条に基づき定められるダム操作规程には、具体的にはどのような事項が定められるか。

第四十八条関係

本条の規定には、特に適用されるダムについての制限を設けていないが、これは第四十四条に定義するダム全てについて本条の適用があるということか。

第五十条関係

一人の技術者が二以上のダムの管理主任技術者を兼ねることは可能か。

第五十二条関係

本条により指示がなされるダムについては、特に制限が設けられていないが、本条に基づく指示は全てのダムについてなされることとなるのか。

第五十四条関係

「河川保全区域」とは何か。また、河川区域に加え、何故河川保全区域を設ける必要があるのか。

第五十五条関係

河川保全区域内において行為が制限される理由を問う。

第二章の二 河川立体区域

第五十八条の四関係

河川保全区域の行為規制と比較して工作物の除却と一定の載荷重の物件の集積が行為規制に追加された理由を問う。

第五十八条の六関係

許可を要しない軽易な行為の内容を問う。

第三章 河川に関する費用

第六十条関係

第一項の規定による都道府県の負担は、都道府県が義務的に負担しなければならないということか。

第六十三条関係

本条の趣旨を問う。また、「著しい利益」を受けた場合に限定した理由を問う。

第六十七条関係

河川の維持に関する原因者負担についての規定の趣旨を問う。

第六十九条関係

河川工事又は河川の維持に要する費用について本条の特例を設けた趣旨を問う。

第七十条関係

河川工事は不特定多数の者に対する公益を保全するために行われるにもかかわらず、本条を設けた趣旨を問う。

第七十条の二関係

「河川の流水の状況を改善するため」とは、どのようなことをいうのか。

第四章 監督

第七十五条関係

不法に設置した工作物の除却を命ずる場合、当該工作物を設置した者に対して命令すれば、当該工作物の譲受人についても当該命令の効果が及ぶのか。

第七十六条関係

許可等を受けて河川を利用して営業し収益している者について、当該収益に対する補償は必要か。また、必要であるとすれば、どのような範囲を補償することとなるのか。

第七十九条関係

国土交通大臣の認可を受けずして行った都道府県知事の処分の効力を問う。

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会

第八十条関係

「この法律によりその権限に属させられた事項」とは、具体的にはどのようなものがあるのか。

第八十六条関係

都道府県河川審議会の事務を問う。

第六章 雑則

第八十九条関係

「他人の占有する土地」について、「占有する」とはどのような場合まで含むのか。

第九十一条関係

「国有であるもの」の意義を問う。また、共有地である場合、あるいは地上権、賃借権等による土地等に対する支配権である場合はどうか。

第九十二条関係

「交換」の意義を問う。また、本条に基づく交換契約はどのような内容であるのか。

第九十七条関係

第四項において、公害等調整委員会に対する裁定の申請の規定を設けた趣旨を問う。また、不服の理由が「砂利採取業」との調整に関する場合については公害等調整委員会の裁定事項としていないのは何故か。

第九十九条関係

本条の「委託」の意義を問う。本法第九十八条の「委任」又は地方自治法第二百五十二条の十四の「委託」と同義であるのか。

第一百条関係

準用河川制度を設けた趣旨を問う。何故一級河川、二級河川と並んで河川法の適用を図る三級河川制度を設けることとしなかったのか。

関連判例

大阪府大東水害損害賠償請求事件

内容見本

